# 0歳児から2歳児クラスの第2子以降の保育料の請求手続きについて

盛岡市が実施する０歳児から２歳児クラスの第２子以降の保育料の助成について、助成金の請求手続きをご案内します。

## 1　保育の必要性の事由（助成を受けられる期間）について

保育料の助成は、世帯の第２子以降であることや市民税所得割額の合計額などの要件とともに、保護者のいずれもが保育の必要性を有する世帯であることが要件となります。

保育の必要性の事由に応じて、助成を受けられる期間に定めがあります。概要は次のとおりです。

| 事由 | 保護者（父・母）の状況 | 助成を受けられる期間 | 添付が必要となる書類 |
|---|---|---|---|
| 就労 | 外勤、自営、農業など、居宅外で労働している又は居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をしていることを常態としていること。（月 48 時間以上。） | 就業している期間 | 事由によってご用意いただく書類が異なります。<br><br>詳しくは<br>支給申請書兼請求書の裏面<br>でご案内しています。<br><br>就労証明書　等は、<br>市の指定様式<br>でご用意ください。 |
| 妊娠<br>出産 | 妊娠中であるか、又は出産後、間がないこと。（出産予定日の産前８週、産後８週。） | 出産予定日の８週前の日が属する月の初日から、８週後の日が属する月の末日まで | |
| 疾病<br>障がい | 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、若しくは身体に障がいを有していること。 | 疾病、障がいの期間（診断書に記載される治療見込期間など） | |
| 介護<br>看護 | 長期にわたり疾病の状態にある親族、又は精神若しくは身体に障がいを有する親族を常時介護していること。 | 介護、看護が必要な期間 | |
| 災害<br>復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。 | 災害の復旧に当たっている期間 | |
| 求職<br>活動 | 求職活動をしていること。 | 求職活動を始めた日から、90 日を経過した日が属する月の末日まで | |
| 就学 | 就学していること。（専門学校・職業訓練校などに通っている場合も含む。） | 就学している期間（卒業予定日まで） | |
| 育休中<br>継続<br>利用 | 育児休業を取得する際に、すでに認可外保育施設を利用している子どもがいて継続利用する必要があること。 | 育児休業を取得している期間（育児休業終了日まで） | |
| その他 | 虐待や DV のおそれがあること（家庭相談員との関わりが必要。） | 必要と認められる期間 | |
| | 市長が認める前各号に類する状態にあること。 | 必要と認められる期間 | |

保護者の方の保育の必要性の事由について確認いただき、
裏面の案内に沿って
支給申請と請求の手続きをお願いします。

手続きに関する最新の情報や、様式、記載例はこちらから。
（市公式ホームページ）

## 2　請求手続きについて

令和８年７月から９月分の保育料について、支給申請と請求を受け付けます。次の書類を市子育てあんしん課へ提出してください。

| 提出書類 | 配布先 |
|---|---|
| ①　0歳児から2歳児クラスの第2子以降保育料支給申請書兼請求書（枠が**赤色**）<br>※振込先口座名義人は、請求者と同一としてください。変更が必要な場合は、別に委任状の提出が必要です。 | 確認結果のお知らせに同封<br>又は市公式ホームページ |
| ②　0歳児から2歳児クラスの第2子以降保育料の請求額計算シート<br>（支給申請書兼請求書の別紙） | 確認結果のお知らせに同封<br>又は市公式ホームページ |
| ③　令和8年7月から9月分の保育料の領収証（原本） | ご利用の施設から<br>発行されます |
| ④　就労証明書などの両親分の保育の必要性の事由を証明する書類<br>令和8年7月から9月の状況が確認できるものが必要です。（該当者のみ）<br>就労証明書、診断書は市の指定様式 | 指定様式は、確認結果のお知らせに同封<br>又は市公式ホームページ |

## 3　請求書類の提出について

・盛岡市役所子育てあんしん課あて、郵送又は持参により、ご提出ください。

・ご利用の施設で取りまとめを行っている場合は、施設から示される期日までに施設へ提出してください。
（施設の提出期限を過ぎた場合は、盛岡市役所子育てあんしん課へご提出ください。）

| | |
|---|---|
| 市あて<br>提出期限 | 令和８年 11 月 20 日（金） |
| 窓口<br>郵送先 | 盛岡市子ども未来部子育てあんしん課　保育サービス推進係<br>〒020-0884　盛岡市神明町３－29　盛岡市保健所１階　電話：019-626-7553（直通）<br>受付時間は　平　日：８時 30 分から 17 時 30 分 |

## 4　請求書類の訂正について

ご提出いただいた請求書類に不備（記入漏れ、添付書類の不足、計算誤り等）があった場合は、お手紙又はお電話（019-626-7553）により、ご連絡する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

## 5　次回以降の請求手続きについて

請求は、四半期ごとに受け付けます。受付時期は右の表のとおりです。

請求時期になりましたら、市公式ホームページでお知らせするほか、施設を通じてご連絡いたします。

| 利用時期 | 請求時期 |
|---|---|
| ４月～６月 | ８月 |
| ７月～９月 | 11 月 |
| 10 月～12 月 | ２月 |
| １月～３月 | ４月上旬 |

## 6　問い合わせ先

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課　保育サービス推進係

〒020-0884　盛岡市神明町３－29　盛岡市保健所１階　　電話：019-626-7553（直通）